



ごみ対策課  
TEL 0133-72-3126  
FAX 0133-75-2275  
E-mail gomi@city.ishikari.hokkaido.jp  
HP <http://www.city.ishikari.hokkaido.jp/>

家庭や地域での  
ごみ減量を、市  
でもバックアッ  
プします！この  
機会にぜひ！



あなたも

# ごみ減量に挑戦してみませんか？

— 生ごみリサイクルに助成 —

## 生ごみ処理機等助成制度

**最高2万円助成**

家庭で生ごみを自家処理する場合に使用する「生ごみたい肥化容器」および「電動生ごみ処理機」の購入費用の一部を助成します。

この機会に、家庭で生ごみリサイクルに挑戦してみませんか？ お申し込みをお待ちしています。

助成対象	生ごみたい肥化容器 コンポストなど 電気を使用しないもの	電動生ごみ処理機 電動式の生ごみ処理機 (ディスポーザーを除く)
	販売価格(税抜)の1/2以内 (上限2,000円)	販売価格(税抜)の1/2以内 (上限20,000円)
助成額		
予定数	150個(先着順) 1世帯1個のみ	120台(先着順) 1世帯1個のみ

※申請が予定数に達し次第終了します

- 助成要件 ①市内に住み、住民登録があること  
②自宅に設置場所があること  
③できたい肥等の自家処理に努めること  
④同じ世帯で重複して申請していないこと
- 申込方法 申請用紙に必要事項を記入し押印のうえ市ごみ対策課(市役所3階)に申請  
(申請用紙は市ごみ対策課・各出張所・各コミセンに備え付けのほか、市HPからダウンロード可)
- 購入方法 後日、市より送付された「助成決定通知書」を登録店に提出し、助成金額を差し引いた金額を支払って商品を購入

### ◆ 集合住宅にお住まいの皆さんへ ◆

#### ごみに関する意識調査を実施します

市は共同住宅にお住まいになっている方を対象にごみの分別や排出方法に関する調査等を6月中旬から実施します。  
調査員が訪問しますので、調査等へのご協力をお願いします。

家庭で地域で  
ごみ減量！

— イベントで ごみを減らして5万円！ —

## 地域イベントごみ減量大賞

**大賞には5万円**

ごみ減量などの環境に配慮した市内開催のイベントを表彰する「地域イベントごみ減量大賞」に、応募するイベントを募集します。

見事大賞に選ばれたイベントには、賞金5万円が送られます。また、参加賞も用意しています。

町内会、学校など地域のお祭りから、市内全域の大きなイベントまで、不特定多数の方が参加できるものであれば、規模、内容、主催者に制限はありません。

- 平成15年度の受賞イベント
- 大賞…ひとみ町内会夏祭り
  - 準大賞…わかばバザール2003
  - 準々大賞…第24回花川北中学校文化祭
  - 特別賞…2003ニューポート商店会夏祭り

- 主な取り組み例
- ごみ箱の前に人を配置し、分別をうながす
  - 使い捨ての食器などを使わない
  - イベントで出たごみをリサイクルする(生ごみ、トレイなど)
  - 看板などを捨てずに保存して再利用する など

申込書などはごみ対策課で配布しています。どうぞお気軽にお問い合わせください。

# ご注意ください

## 6月から粗大ごみ収集日が 月2回(通常収集)になります

一部の地区を除いて粗大ごみを毎週1回収集する「特別収集」は、5月で終了しました。

6月以降は、月2回(第1・3の月もしくは火曜日)の収集となります。収集日は地区によって異なりますので、家庭ごみ分別カレンダーなどで収集日をご確認のうえ、ルールを守って出してください。

※粗大ごみ収集日が祝日の場合は、収集しません。

# 審議会のうらみ

市では、さまざまな分野の重要な政策について市民の方々のご意見を聴くため「審議会」を置いています。このうらみを見ると、市政の流れがわかります。ほとんどの審議会は公開されていますので、ぜひ一度傍聴においでください。

公開される審議会の開催予定は、石狩市掲示板(あい・ボード)、市役所情報公開コーナー、石狩市ホームページ、北海道新聞地方版などで、その都度お知らせしています。また、審議会の議事録は、市役所一階情報公開コーナーで閲覧できます。

開催日	審議会名称 (担当課)	主な議題	公開区分	傍聴者数
2	第1回学校給食センター運営委員会専門部会 (学校給食センター)	理想の給食像 ほか	公開	1
30	第1回都市計画審議会 (都市計画課)	平成16年度における都市計画予定案件の現地調査	公開	0
30	第1回社会福祉審議会 (福祉総務課)	①乳幼児医療費助成事業の見直しについて(諮問) ②重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費助成事業の見直しについて(諮問) ③老人医療費助成事業の見直しについて(諮問) ④高齢者福祉事業の見直しについて(諮問)	公開	4
	石狩地区介護認定審査会 (介護保険課)	要介護認定の審査、判定(4月中7回開催)	非公開	—

問 協働推進・男女共同参画担当 ☎72-3246 kyoudou@city.ishikari.hokkaido.jp

## 北海道福祉のまちづくり条例について

北海道では福祉のまちづくり条例を制定し、障がいのある人もない人も、だれもが住みよい地域社会づくりを道民全体で進めていくことを目指しています。

このような取り組みを一層進めるために、北海道では現在左記のことに取り組んでいます。

### ●北海道福祉のまちづくりコンクール

福祉的配慮に優れた公共的施設等および障がい者・高齢者等の自立・社会参加を支援する活動を表彰するもの。

### ①応募対象

・ハード部門(飲食店、スーパー、病院等公共施設で平成十四年四月一日〜平成十六年七月九日に完成したもの)  
・ソフト部門(障がい者・高齢者の自立・社会参加を支援する活動)

### ②募集期間

六月一日(火)〜七月九日(金)

### ●福祉環境アドバイザー派遣事業

建物のバリアフリー整備や人材育成などのまちづくり、福祉に関する関心を高める授業の専門家を派遣します。アドバイザーの派遣に係る費用は道が負担します。

### ●北海道福祉のまちづくり資金貸付制度

建物のバリアフリー整備に低利で融資します。

①北海道福祉のまちづくり条例の整備基準に適合するよう整備を行うことが必要です。

②融資金額一億円以内(新築は工事費の70%以内、一部改修は整備に要する工事費)

※融資期間および利率等についてはお問い合わせください。

すべての人にやさしいまちづくりを進めるために

## 石狩市福祉のまちづくり条例を制定しました

昨年、福祉のまちづくり検討委員会が策定した条例(案)を市の原案としてパブリックコメント手続を実施したところ、3人の方から7件の意見をいただき、このうち1件は採用させていただきました。ご意見を提出してくださった方々にお礼申し上げます。

この条例は、すべての市民が社会のあらゆる分野の活動に参加することができるよう、共に支え合いながら、安心して快適に暮らすことができる「バリアフリー社会」の実現を目指し制定されたものです。

なお、条例の詳細は石狩市ホームページ、市役所1階情報公開コーナーでご覧ください。概要版もありますので、石狩市ホームページ、りんくる、各出張所、あい・ボードでご覧ください。

問 福祉総務課 TEL 72-3127 FAX 75-1340 fsoumu@city.ishikari.hokkaido.jp

応募問合せ ☎060-0588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部地域福祉課福祉基盤グループ TEL (011)231-4111(内線25-617) FAX (011)232-7452 hofuku.chihuku1@pref.hokkaido.jp